

< 定 款 >
2022年9月28日改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、サンネクスタグループ株式会社と称し、英文では SUNEXTA GROUP Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を保有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 社宅、駐車場、事務所、店舗、倉庫の管理代行業
2. 住宅、社宅のリフォーム業
3. 法人用福利厚生施設の管理及び代行業
4. 社宅管理、住宅・社宅のリフォーム、福利厚生施設利用に関する会員の募集企画、募集及び募集代行業
5. コンピュータソフトの開発及びコンピュータソフト、コンピュータ、コンピュータ周辺機器の販売、リース、レンタル、保守及び販売
6. 情報提供サービス業並びに情報処理サービス業
7. 割賦販売業、集金事務、送金事務及び計算事務代行業
8. 貸金業
9. 共済組合の組織化、運営等に関するコンサルティング並びに組合員の募集及び掛金徴収業務代行業
10. 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
11. 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
12. 投資顧問業
13. 債権管理事務代行業
14. 債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業
15. 労働者派遣業

16. 介護施設の企画、運営及び管理
17. 旅行業及び旅行代理店業
18. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
19. 広告代理業
20. 不動産の管理、所有、利用並びに売買、交換、貸借、仲介及びコンサルティング業
21. 土木建築工事及び設備工事に関する企画、設計、施工、監理、請負、斡旋及びコンサルティング業
22. 室内空間の装飾に関する企画、設計、施工、監理、請負、斡旋及びコンサルティング業
23. 総合警備保障業務
24. 古物の売買業
25. 倉庫業
26. 引越しの請負
27. 印刷業
28. 出版業
29. フランチャイズシステムによる社宅管理代行業の加盟店募集及び運営指導業務
30. コスト削減に関するコンサルティング業務
31. 実用新案権、特許権、意匠権、商標権の保有、利用、売買及び許諾
32. ビジネスマネジメントの保有及び売買
33. 事務用機器の販売、リース、レンタル
34. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
35. 一般電気工事業及び電気通信工事業
36. 総合リース業
37. 通訳案内業
38. 介護事業
39. 医療器具販売業
40. 前各号に付帯する一切の事業
41. その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を、東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

- ② やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、22,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ④ 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
- ⑤ 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第4項により選任された補欠者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠者としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 各監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(剩余金の配当の支払免除及び利息)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の剩余金の配当には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第22期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。